

家計急変者となる目安(住民税非課税相当限度額早見表)

令和4年度の住民税(均等割)が課税されている方でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、主たる生計維持者(申請者)と配偶者ともに年間の収入見込みが<住民税非課税相当限度額早見表>以下の方は、本給付金の受給要件の所得要件である「家計急変者」に該当します。

<住民税非課税相当限度額早見表> 安中市の場合

申請時点の世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人 (例)夫(婦)子1人	137.8万円
3人 (例)夫婦子1人	168.0万円
4人 (例)夫婦子2人	209.7万円
5人 (例)夫婦子3人	249.7万円
6人 (例)夫婦子4人	289.7万円
申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

(注)世帯の人数は以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者(収入金額 103 万円以下の者)
- ・扶養親族(16歳未満の者も含む)

※扶養控除の適用を受けていない配偶者は世帯の人数に含めません。

収入が非課税相当収入限度額を上回る場合でも、経費を差し引いた所得で認められる場合もあります。
下記担当係までお問い合わせください。

<問合せ先>

安中市 子ども課 子ども育成係
027-382-1111(内線 1164)